

トラック運送事業者の人手不足対策加速事業支援金交付要綱

広島県補助事業執行団体

公益社団法人 広島県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰や人手不足に直面しているトラック運送事業者のDX推進を支援することにより、賃上げ原資となる適正運賃の確保や物流効率化など、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和6年法律第23号。以下「改正物流法」という。)への対応に必要な環境整備を加速させることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において「事業者」とは、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の営業許可を受けている者であり、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、広島県内に本社、支社、本店、支店又は営業所等を置く者をいう。但し、第6条第3項の規定により、リース事業者と共同申請を行う場合は、第3条第3項及び第6条第3項を除き、リース事業者も「事業者」に含む。

2 この規定において「小規模事業者」とは、車両保有台数50両以下の事業者をいう。

3 この規定において「支援対象事業グループ」とは、別表第1に規定する複数者連携型において、第3条に規定する支援対象事業を連携して行う事業者のまとまりをいう。

4 この規定において「グループ構成員」とは、支援対象事業グループに属する代表事業者及びその他の事業者をいう。

5 この規定において「代表事業者」とは、グループ構成員の交付申請の内容、事業実績報告及び事業実施効果報告等の取りまとめ及び提出、支援対象事業実施の先導・実施管理や協会等との対外的なコミュニケーション窓口など、各種手続き・調整などを支援対象グループの中で主体的な役割を果たす事業者をいう。

(支援金の交付対象)

第3条 第1条の目的を達成するため事業者が行うDX推進の取組のうち、次に掲げるものを支援対象事業とし、支援の対象となる者は各事業のいずれかのシステムを導入した事業者とする。

(1) 原価管理、労務管理、運行別の売上・粗利分析など、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善を行うために必要なシステム導入

(2) 実運送体制管理簿の作成に必要な情報(「請負階層」など)を適切に集計・管理する下請構造の可視化に必要なシステム導入

(3) 協力会社と連携した輸送網の集約、配送の共同化など、輸配送の効率化に必要なシステム導入

(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、公益社団法人広島県トラック協会(以下「協会」という。)が、適正な運賃の収受や運送・荷役等の効率化など、改正物流法への対応に必要なシステムと認めたシステム導入

2 次に掲げる者は、補助金の交付の対象者としない。

- (1) 広島県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

3 次に掲げる条件を遵守しない事業者は、支援対象としないことができる。

- (1) 協会主催のD X推進に係るセミナーを受講すること
- (2) 支援対象事業の実施にあたりシステムの導入計画を策定すること
- (3) 支援対象事業その他のトラック事業者支援策に関するフォローアップ調査に協力すること
- (4) 支援対象事業の実績及び前号のフォローアップ調査の結果を公開することに承諾すること
- (5) 協会が別途指定するところにより、自社の求人情報を求人情報サイトに掲載すること

(支援金の対象経費等)

第4条 支援金交付の対象経費並びにこれに対する支援金額は、別表第1のとおりとする。

(申請受付)

第5条 支援金の申請受付期限については、令和8年3月10日までの期間のうち、協会が別途定める期日までとする。

なお、支援金の交付は申請受付順に行うことを基本とし、予算枠に達した場合は、その時点で支援を打ち切る。

- 2 支援対象に関して、国、団体又は個人からの寄付金、負担金、補助金、助成金、支援金及びそれらに類する収入等がある場合は、事前に「トラック運送事業者の人手不足対策加速事業支援金センター」に問い合わせること。

(問い合わせ先 082-232-3380)

9時～17時(土日祝日、年末年始(12/27～1/4)、お盆(8/13～15)を除く)

(申請方法)

第6条 支援を希望する事業者は、導入後、次の宛先に、別表第2に掲げる書類を追跡可能な方法で提出しなければならない。

【宛先】 〒733-0032

広島市西区東観音町1-24 P&P 平和大通りビル 2F

トラック運送事業者の人手不足対策加速事業支援金センター

TEL : 082-232-3380

※ 事業者の事情により、支援金センターへの持参も可能とする。

- 2 別表第1に規定する複数者連携型にあつては、代表事業者は、原則として、支援対象事業グループとしての事業計画及びグループ構成員の申請情報（別表第2に掲げる書類）を取りまとめた上で、前項の宛先へ提出しなければならない。
- 3 事業者がリースを利用してシステムを導入する場合には、事業者がリース事業者に支払うリース料等から支援金相当分が減額されること等を条件に、事業者とリース会社の共同申請を認め、システムの導入費用等について、リース会社を対象に支援金を交付することができる。

（支援金の交付）

第7条 協会は、第5条の支援金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付する場合は交付の決定と額の確定を同時に行い、交付しない場合は不交付の決定を行う。

- 2 前項の決定において、支援金を交付する場合にあつては、別記様式第2号により、前条の交付申請をした事業者に対し交付の決定について通知するとともに、口座振込により支援金を交付する。また、交付しない場合は、別記様式第3号により、前条の交付申請をした事業者に対し通知する。

（交付決定の取消し等）

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく協会の指示等に違反した場合
 - (2) 事業者が、虚偽の申請等の不正や、その他協会が不相当と認める行為により支援金を受領したことが判明した場合
 - (3) 事業者が、支援金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
 - (4) その他、協会が必要と認める場合
- 2 協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第9条 事業者は、支援金の返還を求められたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 事業者は、協会から支援金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- 3 協会は、第1項及び前項において、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

（帳簿の保存義務）

第10条 事業者は、支援金に関する収支を明らかにした帳簿（申請書類等一式）を備え、支援金を受領した日の属する会計年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第 11 条 協会は、必要に応じ、支援事業の状況等について、事業者に対し報告させ、又は指定する職員に
関係する事業者の施設に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問
させることができる。

2 事業者は、立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 12 条 事業者は、支援対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）
については、支援対象事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって適切に管理するとと
もに、取得価格の単価が 50 万円以上の取得財産（以下「処分制限財産」という。）については、これ
を支援金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、
又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ「財産処分承認申請書（別記様式第 4
号）」により協会の承認を受けた場合はこの限りではない。

2 事業者は、取得財産の単価が 50 万円以上の場合、又は効用の増加価額の単価が 50 万円以上の場合、
減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めに従い管理しなけれ
ばならない。

3 取得財産等の管理及び処分に際し承認が必要な期間は前項に定める期間とする。

4 協会は、第 1 項の規定により承認を受けた事業者は、「財産処分報告書（別記様式第 5 号）」により
処分後速やかに協会に報告することとし、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入が
あったときは、その収入の全部または一部に相当する金額を納付させることができる。

(グループ構成員の連帯責任)

第 13 条 複数者連携型においては、グループ構成員は、申請した支援対象事業全体の実施及び結果につ
いて連帯して責任を負う。

(複数者連携型における読み替え)

第 14 条 複数者連携型においては、第 7 条乃至第 12 条中「事業者」とあるのは、「グループ構成員」と
読み替えるものとする。

(標準様式)

第 15 条 この要綱に定める様式は、標準様式として定めたものであり、これと異なる様式を用いること
を妨げるものではない。

(その他必要な事項)

第 16 条 協会は、この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関するその他の必要事項について、別
にこれを定めることができる。

附則（施行期日）本要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	対象者	支援金の対象経費	支援基準額	補助率
単独型	小規模事業者 （車両保有台数 50 両以下の事業者）	D X 推進に必要な次の（1）～（4）に該当するシステム導入に要する経費（システム導入費及び導入関連費）（※1・2） 但し、上記金額と基準額のいずれか低い金額とする。 （1）原価管理、労務管理、運行別の売上・粗利分析など、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善を行うために必要なシステム導入	3,000 千円／件 （※3）	1/3 以内 （※4）
複数者連携型（※6）	事業者 但し、小規模事業者以外の事業者については、小規模事業者と連携してD X 推進を行う者に限る。	（2）実運送体制管理簿の作成に必要な情報（「請負階層」など）を適切に集計・管理する下請構造の可視化に必要なシステム導入 （3）協力会社と連携した輸送網の集約、配送の共同化など、輸配送の効率化に必要なシステム導入 （4）（1）から（3）に掲げるもののほか、協会が、適正な運賃の收受や運送・荷役等の効率化など、改正物流法への対応に必要なシステムと認めたシステム導入	5,400 千円／件	1/2、 2/3 以内 （※4） （※5）

※1 システム導入費とは、専らD X 推進に使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入、構築又は利用に要する経費をいう。デジタル式運行記録計やサーバーなどのハードウェアについては、専らD X 推進に使用される場合に限って対象とする。

※2 導入関連費とは、導入に係る初期設定、運用・保守サポートに要する費用、クラウドサービス利用に伴う経費（ルーター使用料・プロバイダ契約料・通信料等。なお、当年度分に限る。）など、システム導入に伴う付随的経費をいう。

※3 但し、デジタル式運行記録計等の車載器導入を伴う場合は、150 千円／台×導入台数（上限台数 30 台）を1件あたりの支援基準額とすることができる。

※4 支援金額は、支援対象経費に補助率を乗じた額とし、千円未満の端数は切り捨てる。なお、支援対象に関して、国、団体（「協会」を除く。）又は個人からの寄付金、負担金、補助金、助成金、支援金及びそれに類する収入等がある場合は、支援金から当該収入等の額を控除する。

※5 複数者連携型の補助率は、小規模事業者は 2/3 以内、それ以外の事業者は 1/2 以内とする。

この場合の1事業者あたりの支援金額は、1件当たりの対象経費をグループ構成員の費用負担割合で按分した額に補助率を乗じた額とし、千円未満の端数は切り捨てる。

※6 グループ構成員の連帯責任については以下のとおりとする。

- ・複数者連携型の申請にあたっては、グループ構成員は申請した事業全体の実施及び結果について連帯して責任を負う。
- ・構成員のうち1者分でも申請内容に不備がある場合、交付決定は行われない。
- ・事業完了後の翌年度以降についても、取得財産等の管理や補助金の返還が必要となった場合等は複数者連携型の構成員内で相互に責任を負うことになる。

別表第2（第6条関係）

対象事業	添付書類	備考
第3条第1項 (1)～(4)	① トラック運送事業者の人手不足対策加速事業支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号) ② 第1条に規定する運送事業の許可書の写 ③ 広島運輸支局で受理された、一般貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書の写(複数社連携型の場合は、グループ構成員すべての同届出書の写) ④ 協会が指定した求人情報サイトへ、自社の求人情報が掲載していることが確認できる画面の画像 ⑤ 協会が発行したDX推進セミナー参加証明書の写 ⑥ システム導入計画書(別紙1) ⑦ システム導入内訳書(別紙2) ⑧ システム導入証明書(別紙3) ⑨ 車載器を導入した場合は、車載器取付車両に係る、出力された自動車検査証記録事項の写(事業用に限る)。(移転登録している場合は、自動車検査証記録事項の写も添付すること。) ⑩ 納品書又は請求書の写(必ず、商品名、型式、数量、単価、金額、年月日、車載器の場合は車輛の登録番号が記載されたもの) ⑪ 領収証の写(振込金受取書等でも可)なお、リースの場合はリース契約書の写、割賦の場合は割賦契約書及び物件受領書等の写を添付すること。(転リース、転割賦の場合は、中間会社の契約書の写を添付すること。) ⑫ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面の画像を提出すること。)	(注1) <u>手形(自振手形に限る)による導入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は補助対象とならない。</u> (注2) 提出書類によってシステム導入価格が確認できない場合は、申請の受付はできない。 (注3) システムをリースや割賦で導入した場合で、リース契約書の写、割賦の場合は割賦契約書及び物件受領書等の写に、商品名、型式、数量、単価、金額、年月日、車載器の場合は車輛の登録番号が記載されていない場合は、それらが記載された任意様式の納品書を添付すること。

支援金交付決定書

支援金交付完了後に広島県トラック協会から通知される書類です。

※こちらの書類は申請時には不要です。

別記様式第2号（第7条関係）

支援金交付決定書

第 令和 年 月 日 号

申請者（代表事業者）

様

公益社団法人 広島県トラック協会

会長 小丸 成 洋

令和 年 月 日付けで交付申請のありました、トラック運送事業者の人手不足対策加速事業支援金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業の名称（種別）	トラック運送事業者の人手不足対策加速事業 （システム導入費・専用機器導入費）
2 支援金の対象となる 内容等	支援金交付申請書に記載のとおり
3 支援金の額	合 計 円

支援金不交付決定書

支援金が不交付となった場合に広島県トラック協会から通知される書類です。

※こちらの書類は申請時には不要です。

別記様式第3号（第7条関係）

支援金不交付決定書

第 令和 年 月 日 号

申請者（代表事業者）

様

公益社団法人 広島県トラック協会

会長 小丸 成 洋

令和 年 月 日付けで交付申請のありました、トラック運送事業者の人手不足対策加速事業支援金については、不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 事業の名称（種別）	トラック運送事業者の人手不足対策加速事業 （システム導入費・専用機器導入費）
2 不交付の理由	